

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：32602

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12636

研究課題名（和文）19世紀の日仏における大学制度の改革と憲法学の社会的意義

研究課題名（英文）Social Significance of The Reform of University Systems and Constitutional Law
in 19th Century Japan and France

研究代表者

春山 習（HARUYAMA, SHU）

亜細亜大学・法学部・講師

研究者番号：50780201

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：フランスでは19世紀において大学改革が進められ、その中で憲法学も大きな発展を遂げたが、それは当時の社会状況と自然科学の勃興という背景と強く結びついていた。本研究は、この現象を「ディシプリンとしての憲法学」という観点から、大学制度と憲法学という学問それ自体との関連性を重視し、フランス第三共和制期における憲法学の誕生、展開、変容を明らかにしようとしたものである。大学制度の発展との関連において当時の憲法学説の特徴が分析され、それが法律学としての憲法学と社会科学としての政治経済学的な学問との協働関係と緊張関係の中で形成されたことが主張される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

一口に憲法学といっても、そのあり方はフランス、ドイツ、アメリカそして日本とで全く異なっている。なぜそのような差異が生まれるのかについては様々な要因があるが、そうした憲法学のあり方が、少なくとも、大学制度のあり方と自然科学も含む隣接分野の学問状況に強く規定されていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In 19th-century France, university reforms were implemented, leading to significant developments in the field of constitutional law. These reforms were closely linked to the social context and the rise of natural sciences of the time. This study focuses on the relationship between the university system and the discipline of constitutional law, emphasizing the birth, development, and transformation of constitutional law during the era of the French Third Republic. This study analyzed the characteristics of constitutional theory during that period in relation to the development of the university system, asserting that it was shaped within a collaborative and tense relationship between constitutional studies as a legal discipline and political economy as a social science.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 知識社会学 比較憲法 憲法史

1. 研究開始当初の背景

憲法学においては、これまで、憲法学という学問そのものについての諸前提、あるいは諸条件は、これまで問われることがほとんどなかった。しかし、憲法学は主に大学の中で発展しながら、社会と常に関わってきたはずであるので、大学という制度の中で憲法学がどのように発展してきたか、という観点からの考察が必要である。こうした問題関心は、大学という制度に注目する知識社会学的観点を含む点において、いわゆる学説史や憲法史といわれる研究とは一線を画すものである。本研究は、フランスの第三共和制期（一般的には1870あるいは1875-1940とされる）を主な比較の対象とし、日本との比較を試みようとしたものである。なぜなら、フランスの同時期は、大学制度改革との関係で、学としての憲法学が誕生し、発展した極めて特徴的な時代だからである。現に、近年のフランスにおいては、そのような研究が盛んに進められており、上で述べたようなアプローチによって、極めて注目すべき業績を挙げているのである。本研究課題は、そうした最先端のフランスの研究をも参考にしながら、それでは不十分な点をさらに補おうとした。

2. 研究の目的

フランス第三共和制という特定の地域、時代において、憲法学は、なぜ、いかにして誕生し、どのような展開を辿ったのかを明らかにし、さらに、それを日本の憲法学と比較することである。憲法学という学問は現に存在しているようにみえるけれども、一体それがいかなる営みなのか、どのような機能を現実に果たしているのかは明らかとはいえない。それを考察することによって、時々刻々と変化し続ける現代社会において、変容を迫られている憲法学および大学制度をもう一度問い直すことが目的であった。

3. 研究の方法

基本的には、当時のフランスの憲法学者の著書および大学制度についての法令、資料などを分析することによって行われる。具体的には、まずは第三共和制期のフランスにおける大学制度の総合的把握を試みた。フランスをモデルとするため、当時のフランスの大学制度を理解しなければならない。すなわち 大学設立の経緯 大学が占める知のヒエラルヒー内の位置（たとえば国立のアカデミーや専門学校、中等教育との関係など） 大学内部のアクター（教授会や教授陣、学生など） 政府の教育政策 地域的特殊性（パリと地方大学との関係など） 社会的意義（大学卒業後の進路、大学の一般的評価など）といった様々な要素に大学制度を分解して考察することができるのである。

次いで、第三共和制期のフランスにおける憲法学講座の総合的把握を試みた。大学制度において、どのようにして憲法学なる学問が出現したのかを考察する必要があるからである。すなわち、憲法学について、いつ誕生したのか どのような経緯で誕生したのか 誰によって設置されたのか 誰が講座を担当したのか 他の法学諸分野との関係（民法学、行政法学、国際法学など） 他の社会科学諸分野との関係（社会学、政治学、経済学など） 憲法学が社会において果たした役割（憲法学講座の目的、担った人物の社会的背景、憲法学説が与えた影響、社会的事情と学説との関係） 憲法学の言説が発表される媒体（雑誌、紀要などの登場） どのような憲法学が誕生し、展開したのかの具体的検討（通説といわれる学説や、異端といわれた学説との関係、時代による憲法学

の特色) 憲法学が大学において誕生し、発展した意義という諸要素を分析し、考察しようとした。

最終的に日本の大学制度および憲法学の歴史との比較を試みようとした。特に日本の大学制度の歴史については研究が蓄積しつつあり、憲法学との関係も歴史的に分析される準備が整っていると思われる。こうした資料や先行研究と、フランスとの比較を通して、日本の憲法学の特殊性と普遍性を分析しようと考えた。

4. 研究成果

概括的に述べれば、フランスにおいては、19世紀前半における大学制度の創設と後半におけるその改革によって法学部が変質したことが、憲法学が学問として成立する上で極めて重要なファクターであったことが明らかになった。なぜなら、民法典の習得とローマ法の知識を基礎とした法曹養成に特化した職業訓練校から、経済学や社会学などの実証科学を取り入れ、法学内部での分化と専門性を高めた、法曹養成に限定されない近代的大学への転換という背景が憲法学の学問としての性格に影響を与えたからである。

こうした展開は、実際の憲法学者たちの著書や論文にもみてとれる。例えば19世紀にパリ大学で活躍した公法学者フェルディナン・ラルノードの公法学に関する言説である。ラルノードによれば公法学とは、民法学のような伝統的かつ狭義の法学ではなく、国家を対象とする新たな学問である。法典を対象とした帰納と演繹の学ではなく、比較法と歴史的方法を用いた政治経済学的な学問として公法学は構想されていた。ラルノードはそうした学問潮流が当時のフランスの法学部の重要な要素であると認識し、そのような学問をより盛り立てていくべきだと主張していた。そして後にパリ大学法学部長となり、大学改革を進めていったのである。同時代のアデマール・エスマンやレオン・デュギ、モーリス・オーリウの所説もこうした大学制度の展開を背景にしたものであり、憲法学というディシプリンの形成と、これらの背景は密接な関係を持っていた。新型コロナウイルスの流行および二度にわたる所属機関の変更により、残念ながら日本との比較については論文を発表できるまで研究は進展しなかった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 春山習	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 主権と統治（2・完）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 89-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 春山習	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 シエスの憲法思想の再検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 469-509
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 春山習	4. 巻 94巻1号
2. 論文標題 主権と統治（1）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 61-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 春山習
2. 発表標題 憲法学とはどのような学問か フランス第三共和制の場合
3. 学会等名 憲法理論研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 編著 憲法理論研究会, 渋谷秀樹, 瑞慶山広大, 山崎皓介, 春山習, 榎透, 城野一憲, 菅沼博子, 植野妙実子, 成嶋隆, 吉岡万季, 塚林美弥子, 松本奈津希, 小牧亮也, 大野悠介, 奥野恒久, 筋昭三, 西尾雄次	4. 発行年 2020年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 280
3. 書名 憲法学のさらなる開拓	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------